

第五十八号議案

江戸川区自動車駐車場の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十三年十一月二十四日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区自動車駐車場の指定管理者の指定について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区自動車駐車場の指定管理者を次のように指定する。

江戸川区新川地下駐車場 江戸川区なぎさ南駐車場 江戸川区東大島駅駐車場	名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間	
				所 在 地
		大阪市淀川区柏里二丁目 四番一号	野里電気工業株式会社 代表取締役 告野 満彦	平成二十四年四月一日から平 成二十九年三月三十一日まで

（説明）

江戸川区自動車駐車場の指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いたします。